

東京都知事
選挙

特集号

広報 しんじゅく

日ごろから心がけよう
明るい選挙

平成23年(2011年)

3・15

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111

ホームページ ☎ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

携帯電話版 ☎ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用
二次元コード

発行 新宿区

編集 新宿区選挙管理委員会

☎ (5273) 3740

投票に行こう! あなたと東京のために



4月10日(日)

午前7:00から午後8:00まで



東京都知事選挙

投票日に予定がある方は、
期日前投票を! 3月25日(金)▶4月9日(土)

東京都選挙管理委員会
<http://www.e23tochiji.metro.tokyo.lg.jp/>
区市町村選挙管理委員会



投票に行こう! あなたと東京のために

東京都知事選挙

投票日 4月10日(日)午前7時~午後8時

明日の東京をつくる大切な選挙です。

あなたの大切な一票を無駄にすることなく、都政に声を届けましょう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局 (第1分庁舎3階) ☎(5273)3740へ。



◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。

○期日前投票ができる場所・日時は下表のとおりです

期日前投票所設置場所	所在地	設置期間
区役所第1分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1	3月25日(金)~ 4月9日(土)
四谷特別出張所	内藤町87	4月3日(日)~9日(土)
笹塚特別出張所	笹塚町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

期日前投票ができる時間はいずれも、午前8時30分~午後8時です。

○持参するものは?

投票所整理券がお手元に届いていれば、裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入の上お持ちください。

投票所整理券を紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

※印鑑は不要です。

○住所によって期日前投票所は決められていますか?

期日前投票は、上記のいずれの期日前投票所でもできます。

ただし、投票日当日(4月10日(日))は、決められた投票所でのみの投票となります。投票所整理券をご確認ください。

○長期の旅行などで期日前投票所に行けない場合は?

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票ができます。【裏面をご覧ください】

◆投票できる方◆

満20歳以上(平成3年4月11日以前に生まれた方)の日本国民で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、平成22年12月23日までに新宿区に転入の届け出をし、平成23年3月23日現在、新宿区に引き続き住民登録がある方です。

●都内で引っ越しをした方

都内のほかの区市町村へ引っ越しをして、平成22年12月24日以降に転入の届け出をした方は、新住所地では投票できません。

ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地での投票または期日前投票か、現住所地の選挙管理委員会が指定する場所での不在者投票ができます。なお、再び他の区市町村に転出したときは投票できません。

投票の際には、新住所地の区市町村が無料で発行する「選挙用住民票」(※)や、官公署発行の住所・顔写真付き証明書(住所書き換え済みの運転免許証や顔写真付きの住民基本台帳カード等)の提示が必要です。

※新宿区では、各特別出張所の窓口と戸籍住民課(本庁舎1階)で発行します。

●都外へ転出する方

投票日前日(4月9日(土))までに都外へ転出した場合は投票できません。ただし、新宿区に選挙人名簿登録があり、平成23年3月25日以降に都外へ転出する方は、転出する日までは期日前投票ができます。

●新宿区内で転居する方

3月11日(金)までに転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で投票してください。

3月12日(土)以降に転居の届け出をした方は、旧住所地の投票所で投票してください。

◆投票所整理券◆

3月24日(木)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券を確認の上、お持ちください。

投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

◆投票の方法◆

投票用紙に「候補者1人の氏名」を書いてください。氏名以外は書かないでください。